

令和5年9月21日

一般社団法人埼玉県経営者協会 会長 殿

埼玉労働局雇用環境・均等部

業務改善助成金の活用促進について（周知協力依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、労働行政の推進にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和5年度の埼玉県最低賃金につきましては、埼玉地方最低賃金審議会の調査審議を経て、本年8月7日付けの改正答申どおり時間額1,028円に改正決定され10月1日に発効する予定です。

最低賃金の引上げの環境整備のためには、生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細かな支援が重要であることから、今般、業務改善助成金の制度が拡充されました。

つきましては、業務改善助成金の活用促進を図るため、貴団体の会員等に対する周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。